

## 佐世保市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄ドナー制度の啓発及びドナー登録の推進を図り、骨髄等を提供しやすい社会を目指すため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者に対し、骨髄等移植ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金交付対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業においてドナー登録を行い、骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了し、これを証する書類（以下「証明書」という。）の交付を受けた者
- (2) 骨髄等の提供を完了した時点において、市内に住所を有し、かつ、他の法令等により骨髄等の提供に係る同種同類の助成金等を受けていない者
- (3) 骨髄等を提供するにあたり骨髄等提供のための有給休暇制度を設けている企業、団体等に属さない者
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者と認められない者

### (助成金交付内容)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院等に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院又は入院等に要した日数は除くものとする。

2 前項の骨髄等の提供のための通院又は入院等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血保存の採血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院等

3 助成金の交付対象となる者が属する企業、団体等が定める休日又はドナー休暇制度（骨髄等を提供するにあたり必要な期間を特別有給休暇として認める制度をいう。）を利用して取得した休暇については、第1項に規定する骨髄等の提供のための通院又は入院等に要した日数には含まないものとする。

（交付申請手続き）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により佐世保市骨髄等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に行うものとする。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該内容の審査を速やかに行い、助成金の交付を決定したときは、佐世保市骨髄等移植ドナー支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金の不交付を決定したときは、佐世保市骨髄等移植ドナー支援助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に行った骨髄等の提供について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。